

## 行政減量・効率化有識者会議（第2回）議事概要

### 1．日時

平成18年2月8日（水）10：00～12：00

### 2．場所

総理官邸4階大会議室

### 3．出席者

山口内閣府副大臣

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行革事務局長、橋口典央調整室長、上田紘士公務員室長 ほか

### 4．主な議題

各府省への追加検討要請事項について（討議・決定）

平成18年1月6日に検討要請された8事項について

その他検討に当たっての関連事項について

### 5．議事の経過

開会

山口内閣府副大臣からあいさつがあった。

各府省への追加検討要請事項について（討議・決定）

事務局から資料1-1から1-3まで及び資料2に沿って説明が行われた後、意見交換が行われた。意見交換の主な内容は以下のとおり。

- ・検討対象から外れるものをどうするか。人数が多いものもある。今回の議論で対象としないものについてもこれで終わりではなく、政府でチェックを続けていく必要がある。
- ・公権力の行使やサービスの質を問われる業務の中には、公務員が行わざるを得ないものもあるが、定型的なものは民間に任せられるはず。こういったものを部分的に切り出すこともできるのではないか。
- ・国民の生命の安全に関するものを対象としないことはよい。航空機検査や船舶検査は、人数が少ないので外してもよいが、しっかりしたマニュアルがあれば民間でも対応できるのではないか。検疫は、未知のウイルスなどが出てくるかもしれないので、対象とす

ることは難しいのではないか。

- ・ 33 万人について一律に削減すればよいということではないだろう。どのように削減を行うのか、削減後の人員構成の形が分かるような数字を出してもらいたい。また、実際に削減を行うには受皿が必要になるので、人員をどのようにシフトさせるかも議論する必要がある。検討要請の対象は、このような整理でよいと考える。
- ・ 独立行政法人の見直しの際は、安全に係る検査なども全て議論の対象にした。安全だからといって検討対象としないことには引っかかる。ただ、航空機検査や船舶検査は、検査自体を公務員がやっているのではなく、検査方法などを監視しているということなので、そのことをきちんと表現し、整理する必要がある。
- ・ 配置転換の受皿が地方の行政組織になることもあるだろう。北海道開発の場合など、受皿の問題も視野に入れて考えていかななくてはならない。
- ・ 検討対象とした分野だけに注目するのではなく、各省共通の内部管理業務などの削減も重要だ。その意味では、全府省が対象なのでヒアリングも難しいが、メッセージとして打ち出すべき。現在の合理化計画の削減レベルでは足りないのではないか。
- ・ 前回会議で国税関係について議論がなかったのはそのとおりだが、検討しなくてよいか。徴収方法には様々あり、徴収業務について、公務員がやるべき業務とそうでないものの切り分けをもう少し検討することもできないか。
- ・ 空港整備については管制業務に携る者が多いとのことだが、そもそも管制について公務員によるマネジメントが必要なのかどうか。空港整備を検討対象から外してよいのか。
- ・ 特許については、財政制度等審議会の特別会計改革の報告書では、業務のうち国以外の主体で実施可能なものがないか検討すべきとされている。権利付与は国が行うべきだが、増員分野だから削減を検討しないということではなく、業務を切り出すことにより、削減できる部分もあるのではないか。
- ・ 空港整備については、どこの国でも公務員がやっているのか。諸外国の状況を確認する必要がある。
- ・ 空港整備や特許はある程度の定員規模があり、空港整備には航空管制以外でも 1,000 人以上いる。食の安全は生命にも関わるので国民からの意見も多いが、特許は経済活動に係る事項であり、検討対象としないのはどうかと思う。
- ・ 必要分野における増員は当然だが、逆に、増員分野であるからといってチェックが甘くなっているはいけない。
- ・ 植物防疫は、安全というより安心の話であり、検討が可能かもしれない。諸外国における動植物検疫の体制はどうなっているか。
- ・ 検討対象に濃淡を付けるということかとの意見があり、これに関して内閣官房から、各省に具体的方策の検討を求める必要があるので、検討を要する事項と報告を求める事項とは分けていただきたい、増員部門については P F I 等により増員幅を抑制するための工夫が必要であり、重要な行政分野であるからチェックしないということではない旨が述べられた。
- ・ 我が国では、申請に対して実際に特許として認められるものは半分くらい。争いは裁判

で解決することとし、もっと特許を認めるべき。非効率になっている面もある。

- ・特許の審査体制の増強が必要だとしても、公務員である必要があるかはまた別の話だ。
- ・創造的科学技术立国を目指す中で、特許の定員の多くは審査官であることもあり、あまり削減幅は無いのではないか。優先順位としては落とすべき。
- ・グローバル化の中で、日本の空は安全だというイメージを更に良くする必要がある。空港整備の中の例えば数十人の整備員の削減を議論するのもいかがかと思う。
- ・追加検討事項を主に定員の規模で整理することはそれでよいが、他の整理方法については納得できない面もある。
- ・防衛施設については、現在防衛施設庁の組織そのものが問題になっているが、宿舍等の施設でPFI方式を採用しており、相当削減できる部分があるのではないか。
- ・追加事項としてすぐに検討を要請するものとそうでないもののそれぞれについて、メッセージを発する必要があるのではないか。
- ・我々の議論には6月までという納期があり、事項を絞って検討することはやむを得ない。

以上の意見交換を経て、各府省への追加検討要請事項に関して、以下の内容が決定された。

1 1月6日の検討要請8事項に加え、次の7事項について、関係府省において自ら定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、個別具体的な取組方策を検討するよう求める。

その検討結果については、3月下旬を目途に各府省から提出を受け、その後、会議においてヒアリング等を行い、検討を行う。

- ・ 登記・供託関係
- ・ 国有財産管理関係
- ・ 労働保険（労災）関係
- ・ 官庁営繕関係
- ・ 国土地理院関係
- ・ 自動車登録関係
- ・ 気象庁関係

2 この他の事項についても厳しく定員管理を続けていくことは当然のことであり、政府において取り組んでいく必要がある。本日の会合で委員からの関心が高かった4事項（注）について、各事項における業務・定員のスリム化の取組状況などについての資料の提出を求めた上で、取扱いについて検討する。

（注）4事項：防衛施設関係、国税関係、特許関係、空港整備関係

平成18年1月6日に検討要請された8事項について

事務局から、資料3に沿って、1月6日の検討要請8事項について各省に示された検討の方向性の説明が行われ、質疑応答が行われた。その際、検討要請に当たっては、真に国が自ら実施する必要がある業務かどうかを見直し、新規採用抑制、配置転換の枠組み

を3月中下旬までに行革事務局から示すこととしているので、この点については考慮することなくゼロベースで業務の見直しを行うことを要請したこと等が紹介された。

その他検討に当たったの関連事項について

事務局から資料4から7に沿って説明があった。このうち、ホームページに寄せられた国民からの意見については、次回以降も事務局において集約の上、会議に提出することとなった。

閉会

次回会議においては、1月6日の検討要請事項についてヒアリングを行うこととし、日程については、連絡されることとなった。

<文責：内閣官房行政改革推進事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>